

知多北部広域連合 介護保険事業計画 第8期

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

令和3年（2021年）3月

知多北部広域連合

（東海市・大府市・知多市・東浦町）

目次

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付けと期間	2
3 計画の策定体制	3
(1) 策定方法	3
(2) 事業計画策定への住民参加	3
(3) 住民への周知	3

第2章 高齢者を取り巻く環境

1 高齢者の現状と推計	7
(1) 高齢者人口と高齢化率	7
(2) 高齢者世帯数の推移	8
2 要介護（要支援）認定者の現状と推計	9
(1) 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移	9
3 認知症高齢者の状況と推計	10
4 日常生活圏域	11
(1) 日常生活圏域の設定	11
(2) 日常生活圏域と高齢者相談支援センター	11
(3) 東海市	12
(4) 大府市	14
(5) 知多市	16
(6) 東浦町	18

第3章 介護保険サービスの現状

1 給付実績の推移	21
2 介護サービス事業の状況	22
3 介護予防・介護サービス提供基盤の状況	25
(1) 介護サービス提供基盤（令和2年（2020年）4月時点）	25
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業サービスの状況	27
4 高齢者の住まいを取り巻く環境	27

5	待機者調査の結果	28
	(1) 施設及び地域密着型（居住系）サービスの待機者調査	28
	(2) 施設入所（入院）待機者調査の結果	29
	(3) 地域密着型（居住系）サービスの待機者調査結果	30
6	在宅介護実態調査の結果	31
	(1) 介護サービス提供基盤	31
	(2) 在宅介護実態調査の結果	33
7	介護人材調査の結果	36

第4章 住み慣れた地域で暮らし続けるために

1	地域包括ケアシステムの実現に向けて	39
	(1) 基本理念	39
	(2) 推進体制	40
2	基本目標1 健康づくりと介護予防の推進	41
	(1) 総合的な自立支援・介護予防・重度化防止の推進	42
	(2) 身近な地域における介護予防の推進	44
	(3) 専門職種等を活用した介護予防機能の強化	45
	(4) 介護予防の効果的・効率的な取組	45
3	基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり	46
	(1) 高齢者相談支援センターの体制強化	46
	(2) 在宅医療と介護連携の推進	47
	(3) 認知症施策の推進	48
	(4) 日常生活を支援する基盤整備	50
	(5) 家族介護者への支援	51
4	基本目標3 自立に向けた介護サービスの安定提供	52
	(1) 介護サービス基盤の整備	52
	(2) 介護人材の確保と資質の向上	52
	(3) 給付適正化	54
	(4) 高齢者の住まいの安定的な確保	56
	(5) 災害・感染症への備え	56

第5章 介護サービスの見込みと保険料

1 サービス別見込量.....	59
(1) 居宅サービス.....	59
(2) 地域密着型サービス.....	63
(3) 施設・居住系サービス.....	64
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	67
2 介護保険料の見込み.....	68
(1) 介護保険料設定の考え方.....	68
(2) 介護サービスに要する費用の見込み.....	69
3 標準給付費、地域支援事業費等の見込み.....	71
4 第1号被保険者の保険料.....	73
(1) 費用負担の概要.....	73
(2) 保険料基準額の算出.....	74
(3) 所得段階別の保険料.....	75

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進.....	79
2 計画の進行管理.....	79
3 計画の見直し.....	79

資料編

1 知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会設置要綱.....	83
2 委員名簿.....	85
3 用語解説.....	87

第1章

介護保険事業
計画の基本的
な考え方

第1章 介護保険事業計画の基本的な考え方

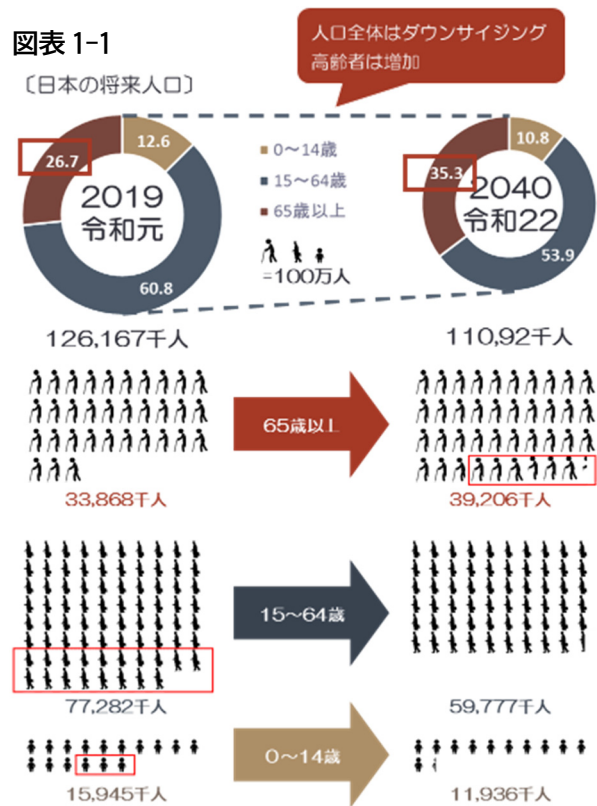
1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、世界的に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる令和7年（2025年）には、4人に1人が75歳以上となる社会を迎えます。総務省統計局によれば、令和2年（2020年）9月15日現在の全国平均の高齢化率は28.7%となっており、持続可能な社会保障制度の構築に向けた様々な課題や、人口減少と超高齢化による経済の停滞など、将来の生活への不安が増大しています。さらには、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりが希薄化しているといわれており、地域において高齢者を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。

また、介護保険制度については、平成12年（2000年）に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、広く定着しましたが、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用の増大が続いています。国では、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係性を超えて、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築を目指しています。

知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）においても、「第7期介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）の計画期間が終了することに伴い、新たに「第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画においては、令和7年（2025年）を目指した地域包括ケアシステムの更なる充実、現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に置き、また今期は特に新型コロナウイルス感染症や災害等の対策も考慮するなど、持続可能な制度運営ができるように広域連合を構成する東海市・大府市・知多市・東浦町（以下「関係市町」という。）の地域資源を活かし、3市1町が一丸となって事業を実施していくための指針として本計画を策定しました。



典拠：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来等推計人口 平成29年」

2 計画の位置付けと期間

この事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定します。

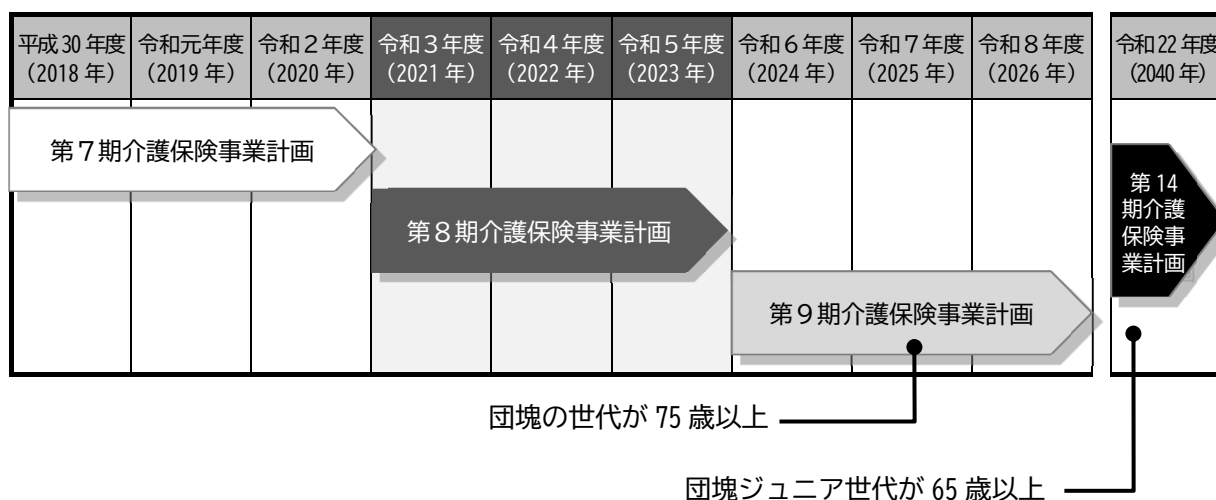
介護保険法に基づく、国の施策の方向性を踏まえ、これまでの事業の見直しや新たな視点で、広域連合における福祉・介護サービスの目標数値（サービス必要量の見込み）及びその実現に向かっての基本方針を明らかにし、介護保険施策を総合的に推進します。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で、

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）までの中長期的なサービス給付を推計して記載します。

また、関係市町が定める老人福祉計画等を始めとする各種計画と連携調和を図りながら事業を進めていきます。

図表 1-2 事業計画の期間



3 計画の策定体制

(1) 策定方法

介護保険事業計画は、関係市町が作成する老人福祉計画と一体のものとして作成します。このため、広域連合と関係市町とが基本的な方向性の統一を図り、相互に連携し、取り組めるよう、関係市町との会議を定期的で開催しています。

また、この事業計画の策定に当たっては、愛知県の施設整備等に関する広域調整との整合性を図るため、愛知県の関係部局との協議を行うとともに、意見公募の機会を設け広く住民の意見を取り入れるよう努めました。

(2) 事業計画策定への住民参加

事業計画の対象となる高齢者等から介護保険サービスの利用状況や今後の施策ニーズ、高齢者福祉に対する意識などを探り、計画策定にあたっての基礎資料としました。

この事業計画の策定には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められていることから、介護保険事業計画推進委員会において計画策定の協議を行いました。また、公募委員や老人クラブの代表者、民生委員・児童委員の代表者などを委員として委嘱し、積極的に住民の意見を反映させました。

介護保険事業計画推進委員会委員 24 名の構成は、次のとおりです。

医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者	4名
保健及び福祉団体を代表する者	4名
介護保険の被保険者を代表する者（公募委員）	4名
介護保険サービス提供者を代表する者	7名
識見を有する者	3名
その他広域連合長が特に必要と認める者	2名

(3) 住民への周知

介護保険事業計画推進委員会の開催に当たっては、会議を公開し、住民等に対して広く傍聴の機会を提供するとともに、広域連合のホームページに会議資料及び議事録を掲載するなど、事業計画の見直し作業の状況を公開しています。

また、事業計画書を広域連合のホームページに掲載するとともに、事業計画書の概要版を作成し、さらに関係市町の広報等により周知を図っています。

